○農林水産省令第二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

農林水産大臣　坂本　哲志

特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令

特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵については、第四号に掲げる試験成績）とする。 一～九　（略）	**第二条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。 一～九　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行し、この省令による改正後の特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第二条の規定は、令和六年十月一日以後にされる農薬取締法第三条第一項の登録の申請について適用する。

○農林水産省・環境省令第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）の規定を実施するため、立入検査等の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための農林水産省・環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年四月一日

農林水産大臣　坂本　哲志

環境大臣　伊藤**信**太郎

立入検査等の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための農林水産省・環境省関係省令の一部を改正する省令

（特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府令第一号・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。